

様式 2 事業計画書（神奈川県立武道館）

I サービスの向上

(4)―1 空き施設の有効活用が原則

自主事業は実際の施設の予約状況、利用者動向を参考に、**比較的用户の少ない諸室・時間帯**（稼働率が50%に達していない会議室や午後の柔道場など）に自主事業を実施します。

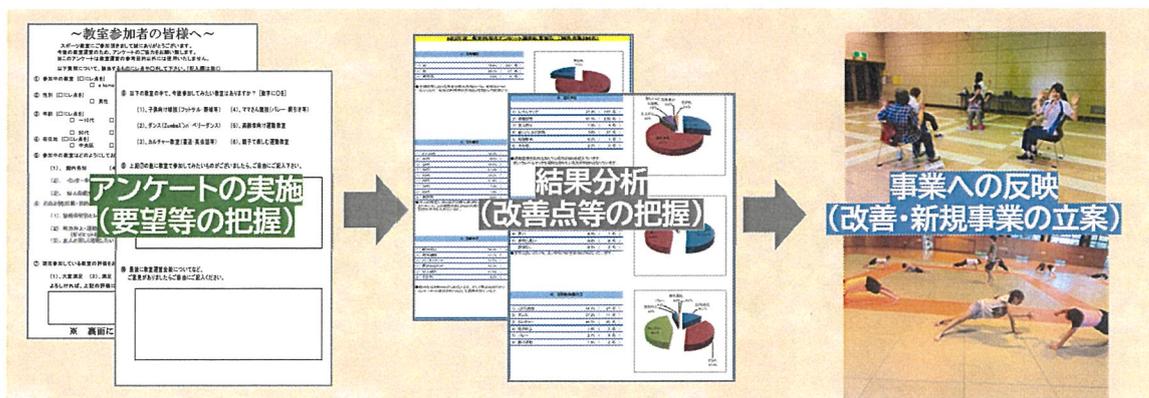
通常の利用者（団体や武道教室参加者）への影響が少なくなると同時に、閑散時や比較的使用頻度の低い施設へ利用者を呼び込む手段としての効果も期待できます。

施設利用の支援として実施する物販については、利用者のニーズを基に受付等での実施を基本とし、商品案内に必要な陳列台等の設置以外には大規模な販売スペースの確保は考えておりません。

(4)―3 利用者のニーズ把握と事業への反映

各事業の実施後には、利用者（参加者）からの声（要望等）を収集し、次の実施サービス及びプログラムの内容や実施時期等の決定に反映させます。

施設の運営と同様に利用者（参加者）の要望を把握し的確なサービス及びプログラム提供を実施することで利用者（参加者）満足度を向上させていきます。



I サービスの向上

I サービスの向上

(4)―5 教室の受付方法

事前申込型(コース型)教室

- 県民への周知に合わせ申込期間(2週間程度)を設定し、応募を募ります。申込期間終了後、定員を超える応募があった教室では、厳選な抽選を実施します。
 - 当選された方には教室の詳細を記載した通知をお送りします。落選された方については、他の教室のご案内とともに落選の通知をお送りします。
 - 定員に満たない教室に関しては、追加募集の周知を行い教室開始まで参加者の募集を募ります。定員に満たないまま教室が開始となった場合については、参加者の了承のもと期の途中からでも参加を可能とします。
- ※コース型教室については、「体験参加」枠(プログラム内容及び参加率によって参加可能人数を設定)を設け教室内容の広報・宣伝及び参加者の内容理解を促し、参加率の向上を図ります。

当日申込型

- 各教室の開始前 30 分前より総合受付にて申込先着順での参加受付(記名等)を実施し、定員に達した時点で受付を終了します。定員に満たない場合は、教室開始後も参加受付を継続し途中参加も可能とします。

(4)―6 教室・イベント等の人員配置・料金・プログラム
(※別紙「自主事業計画書」も併せてご参照ください)

新たに提案する教室については、現教室事業や周辺施設で実施している状況を踏まえながら、プログラムの内容に合わせ定員の設定、人員配置、料金設定をおこないます。イベントプログラムについては、**武道の普及・促進、施設の利用促進**を目的として実施します

I サービスの向上

I サービスの向上

I サービスの向上

(4)ー7 付帯サービス事業

【運動（武道）用品等の販売】

本施設をご利用いただく上で役に立つ品々を中心に、様々な販売品やレンタル品を用意し、**施設利用**や**競技力向上**に活用いただきます。

I サービスの向上

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(5) 利用料金の設定、減免の考え方

【ア 利用料金表】

(ア) 施設利用料金

| 区分 ^{※1} | 午前9時から 午後9時まで | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後6時から 午後9時まで | |
|--|--|--------------------|--------------------|--------------------|--------|
| 柔道場 剣道場 <small>(令和7年4月1日からの条例規定 利用料金の上限額^{※2})</small> | 3分の1面につき 7,200円 | 3分の1面につき 2,500円 | 3分の1面につき 3,200円 | 3分の1面につき 2,500円 | |
| 利用料金 | | | | | |
| 小道場 | 全面(令和7年4月1日からの 条例規定利用料金の上限額 ^{※2}) | 8,800円 | 3,200円 | 4,000円 | 3,200円 |
| 利用料金 | | | | | |
| | 半面(令和7年4月1日からの 条例規定利用料金の上限額 ^{※2}) | 4,400円 | 1,600円 | 2,000円 | 1,600円 |
| 利用料金 | | | | | |
| 弓道場 | 全面(令和7年4月1日からの 条例規定利用料金の上限額 ^{※2}) | 14,300円 | 5,300円 | 6,300円 | 5,300円 |
| 利用料金 | | | | | |
| | 半面(令和7年4月1日からの 条例規定利用料金の上限額 ^{※2}) | 7,200円 | 2,600円 | 3,200円 | 2,600円 |
| 利用料金 | | | | | |
| 会議室 | 大会議室 <small>(令和7年4月1日からの条例規 定利用料金の上限額^{※2})</small> | 1時間につき | | 290円 | |
| 利用料金 | | | | | |
| | 小会議室 <small>(令和7年4月1日からの条例規 定利用料金の上限額^{※2})</small> | 同 | | 150円 | |

I サービスの向上

| | | |
|------|--|--|
| 利用料金 | | |
|------|--|--|

(イ)照明設備利用料金

| | | | |
|------------|-----------------------------|-------------|------|
| 柔道場 剣道場 | (令和7年4月1日からの条例規定利用料金の上限額※2) | 3分の1面1時間につき | 340円 |
| 利用料金 | | | |

| | | | |
|------|-------------------------------|--------|------|
| 小道場 | 全面(令和7年4月1日からの条例規定利用料金の上限額※2) | 1時間につき | 470円 |
| 利用料金 | | | |
| | 半面(令和7年4月1日からの条例規定利用料金の上限額※2) | 同 | 240円 |
| 利用料金 | | | |

| | | | |
|------|-------------------------------|---|------|
| 弓道場 | 全面(令和7年4月1日からの条例規定利用料金の上限額※2) | 同 | 710円 |
| 利用料金 | | | |
| | 半面(令和7年4月1日からの条例規定利用料金の上限額※2) | 同 | 350円 |
| 利用料金 | | | |

※ 1 区分については提案に応じ適宜追加してください。(例：県内、県外、一般、学生など)

※ 2 令和7年4月1日から新たに施行される利用料金の上限額を記載しています。

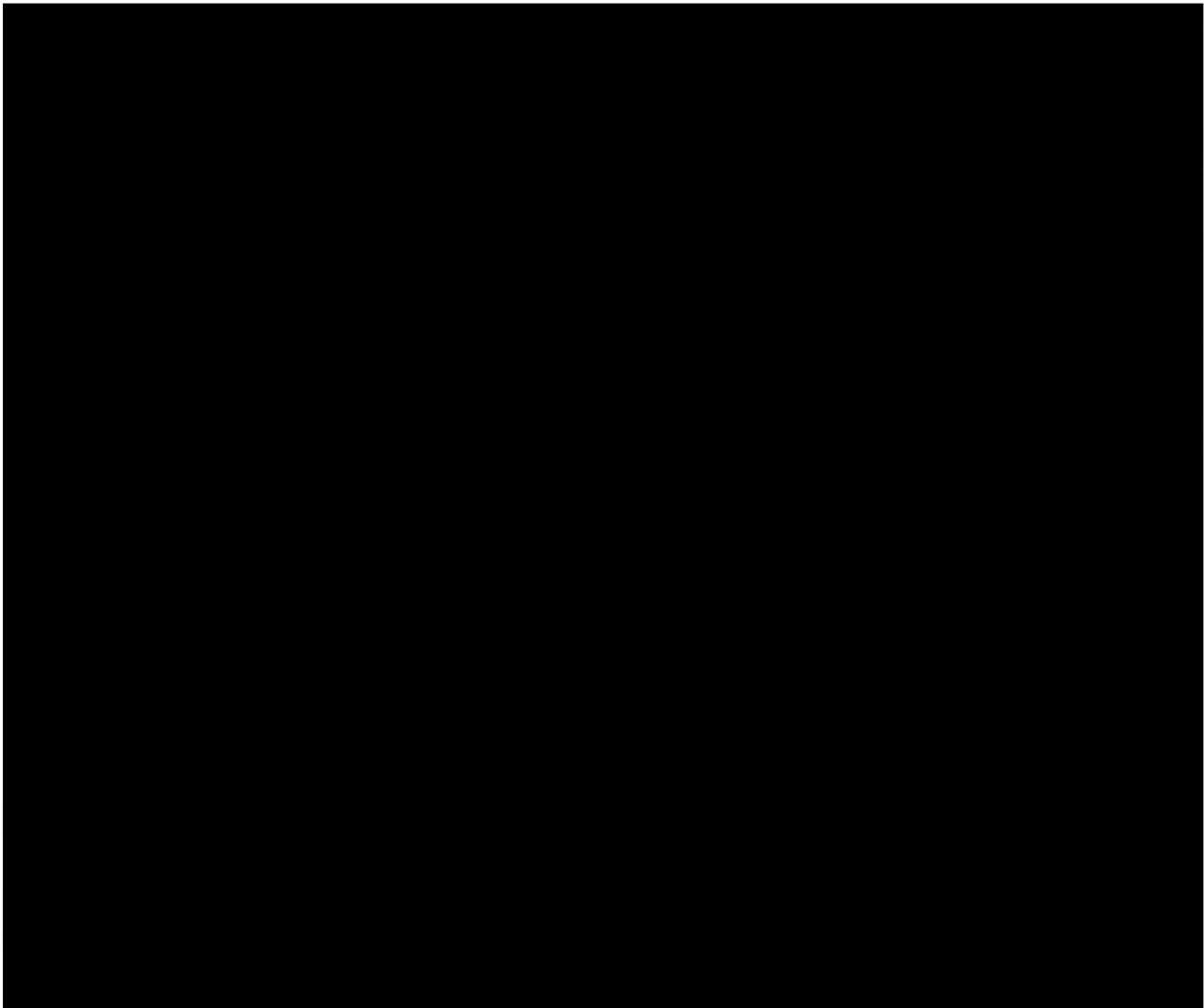
【イ 利用料金設定の考え方、理由】



I サービスの向上

【ウ 減免基準表】

| 現行の減免基準 ※公募時の事業計画書様式内に記載のあった現行の減免基準 | | |
|--|---|----------------|
| 区分 | | 減免割合 |
| 1 | 県が武道に関する体育行事を行うために利用するとき その他現指定管理者が特に必要と認めるとき | 免除 |
| 2 | 市町村が武道に関する体育行事を行うために利用するとき 体育の振興を図ることを目的とする公共的団体で、県又は市町村の区域を単位として設立されたものが青少年を対象とする武道に関する体育行事を行うために利用するとき 小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校(特別支援学校の小学部、中学部又は高等部を含む。)が児童又は生徒を対象とする武道に関する体育行事を行うために利用するとき その他現指定管理者が必要と認めるとき | 5割 (1/2に減免) |
| 3 | 県内の大学が学生を対象とする武道に関する体育的行事を行うために利用するとき 体育の振興を図ることを目的とする公共的団体で県又は市町村の区域を単位として設立されたものが県民又は地域住民を対象とする武道に関する体育行事を行うために利用するとき その他現指定管理者が必要と認めるとき | 2割 (4/5に減免) |



I サービスの向上

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(6) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

提供するサービスの向上を図り、利用者満足度の高い運営を行うために、実際に「利用者が何を望んでいるのか」を正確に把握することが大切です。利用者の要望を把握した上で、「利便性・付加価値の向上」「有益な情報提供」等を図り、利用者の満足度を高め続けることで多くの人々が何度も訪れる施設をつくります。

下図に示すようなフローに基づき、多くの声（ニーズ）の収集によるニーズ把握から、分析・実現・効果測定までを行い、期待に応えていく施設運営を行います。利用者サービス向上のために、新たな事業や各種システムの変更を行う際は、必ず事前に県と協議の上、県の承認・議会の議決を得た内容のみを実施します。ニーズの把握時には個人情報の取り扱いも想定される為、収集情報の取り扱いには注意を払い遂行します。

